

① 休校延長について

石井町立の小中学校は、潜伏期間を考慮して、GW明けの5月7日から2週間となる5月20日まで、独自に休校を延長します。

また、この期間中については、登校日も設けません。

※県教育委員会が5月末まで休校を延長した場合や、石井町独自の休校期間中である5月20日までの間に県内で感染拡大の兆しが見えた時には、5月末まで休校を延長します。

② 休校により生じる学習の遅れについて

石井町独自に休校を延長することにより生じる学習の遅れについては、夏休みや冬休みを短縮するほか、土曜日授業や時間割の工夫で対応します。
(石井町内すべての小中学校にエアコン設置済み)

また、各学校から児童・生徒の自宅に課題を持っていってもらう(中学生は学校に取りに行ってもらおう方法も)ことに加え、CATV等を活用し、ALTの先生に英語の授業を行ってもらうなど、できる限りの学習支援をします。

③ 自主登校について

5月7日から5月20日までの休校期間中については、今までどおり、「どうしても」家庭内で自宅待機が不可能な児童・生徒に限り、小学生の全学年(1年生～6年生)において、各学校への自主登校を認めます。

また、5月6日までには、新1年生は自主登校の代替措置として学童保育クラブでお預かりしていましたが、5月7日以降については、各学校でお預かりします。

※この自主登校は、国のガイドライン等でも「保護者が医療従事者である」「社会機能を維持するために就業を継続することが必要」「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難」「障がい等により一人で過ごすことが困難」な場合など、子どもの居場所の確保について配慮を行うことができるとされており、必要なセーフティネットだと考えていますが、感染のリスクを下げるという観点から、どうしても自主登校しか手段がないのか再度、ご検討をお願いいたします。

④ 学童保育クラブについて

学童保育クラブについては、既存の申込者のみの利用で、原則 15:00～の開所となります。(通常の学校運営がされている場合と同じ取り扱い)

しかし、既存申し込み者の方でも、自主的に学童を利用されない場合もあると思いますので、利用料等について減免措置をとっています。(詳しくは各学童を通じて配布する文書をご覧ください)

⑤ 保育所・幼稚園について

保育所・幼稚園については開所していますが、できる限り自宅待機をお願いしています。(登園を拒否するものではありません。)

また、就業や家庭の都合等で登園される場合でも、できる限り都合をつけていただき、短時間保育にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、登園自粛等を行うご家庭につきましては、利用料等について減免措置をとっていますので、詳しくは各園等からのお通知でご確認ください。

※幼稚園での給食の提供は、5月20日まで中止します。お弁当をご持参ください。(保育所については自園調理ですので給食を提供します。)